

1 子育て支援

【現状と課題】

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てへの不安や負担感を感じる保護者の増加が見られ、保育ニーズの多様化が進んでいます。

子どもたちが安全・安心に過ごせる場の確保が求められるとともに、子育ての不安から児童虐待等につながらないように家庭や子どもの見守り体制の強化が必要となっています。

また、認可保育所では、低年齢児の待機児童が発生している一方、幼稚園では定員割れの状況にあります。学童保育所においては、近年、待機児童が急増しており、その解消に向けた対応が求められています。

本市では、平成22(2010)年に策定した「青梅市次世代育成支援地域行動計画(後期行動計画)」のもと、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、総合的な子育て支援施策を実施してきました。

平成24(2012)年にいわゆる子ども・子育て関連3法[※]が成立し、これにもとづく「子ども・子育て支援新制度」の開始に併せ、平成27(2015)年を初年度とする「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図るとともに、既存施設のスペースを活用した子育てひろば事業の拡充や多世代・異年齢交流などを通じ、地域において安心して子育てができる環境づくりを推進していく必要があります。

【基本方針】

全ての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指し、多様な子育て支援サービスや保育サービスを提供するとともに、幼稚園教育を推進します。

また、子どもたちが様々な人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進し、社会全体で子どもと親の育ちを支え、安心して出産・子育てができるまちづくりを進めます。

※子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」(平成24法律第65号)「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号)「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号)の3法のこと。

【基本施策】**(1) 安心して出産・子育てができる環境づくりの推進**

「青梅市子ども・子育て支援事業計画」等にもとづき、子育て世代が、安心して出産・子育てができる環境づくりを進め、妊娠・出産・子育てなど、それぞれの場面に応じた切れ目ない支援を展開します。

また、子育て支援センターや市民センター、地域の自治会館等の既存施設を活用するとともに、地域人材や子育てサークル、子育て支援グループ等の参画による地域における顔の見える関係づくりを促進し、親子や保護者同士、多世代・異年齢交流の場を創出します。

(2) 子育て支援の充実

ファミリー・サポート・センター事業、乳幼児ショートステイ事業や育児支援ヘルパー事業、こんにちは赤ちゃん事業等を推進します。

子ども家庭支援センター事業を推進するとともに、関係機関が連携し児童虐待の防止、早期発見と適正な対応を図ります。

さらに、広報紙やホームページなどで、医療費助成や児童手当などの支援制度の周知を図るとともに、子育てに関する情報を積極的に提供します。

(3) 保育サービスの充実

認可保育所の施設整備をはじめ、一時預かり事業や延長保育事業などの保育サービスの充実を促進するほか、低年齢児の待機児童を解消するため、施設整備による定員増、家庭的保育※、小規模保育※などの充実を図ります。

学童保育所については、既存施設の活用等により障害のある児童を含む待機児童の解消を図るとともに、放課後子ども教室との連携を強化します。



※家庭的保育：子どもの保育について、保育士などの資格・技能および経験をもつ方が、その自宅において保育を要する子どもを保育する制度のこと。

※小規模保育：0歳から2歳児を対象とした、6～19人以下の少人数で行う保育のこと。

(4) 幼稚園教育の推進

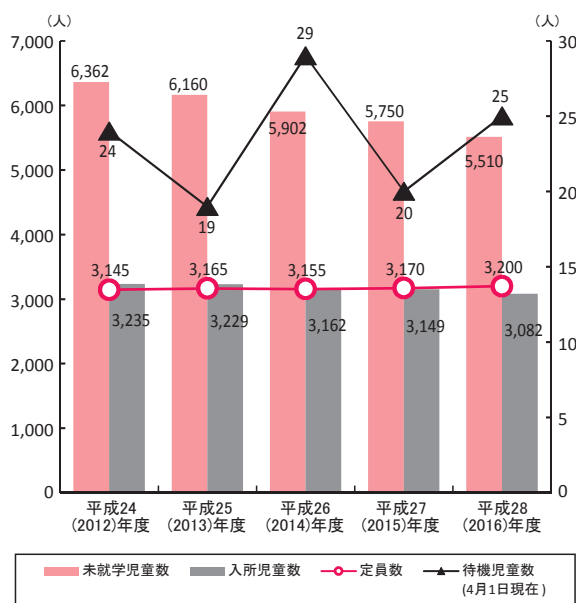
幼児教育の充実を図るとともに、より良い環境のもとで幼稚園教育を展開するため、私立幼稚園等への支援に努めます。

(5) 子どもの安全・安心な居場所づくり

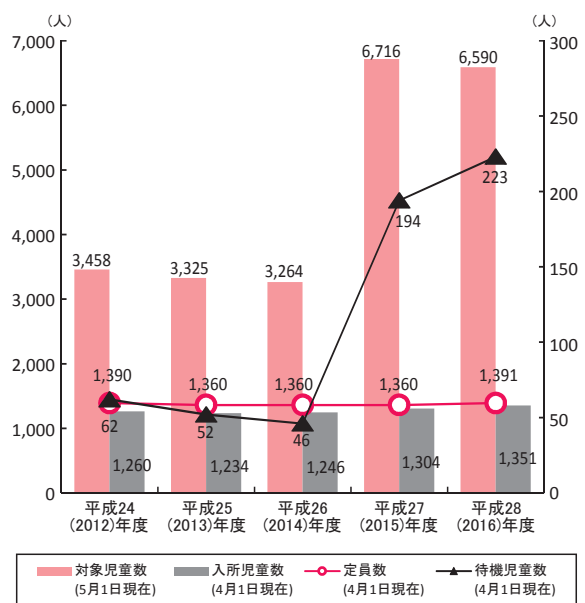
地域や関係団体、ボランティアと連携し、市民センター、地域の自治会館、公園や広場、学校の校庭や既存施設などを利用した、全ての子どもたちが身近で安全に遊べる場や安心できる居場所の確保を図ります。

また、児童遊園の遊具の点検・整備や身近な自然とふれあえる魅力ある遊び環境づくりを進めます。

保育所定員数・入所児童数・待機児童数の推移



学童保育所定員数・入所児童数・待機児童数の推移



※平成27年度から法改正により対象児童が小学6年生まで拡大された。



子育て支援ガイド



子育てひろば

2 家庭教育

【現状と課題】

家庭教育は、基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心などの基礎を子どもたちが身に付ける上で重要な役割を担うものです。

しかし、核家族化に加え、地域の間人関係の希薄化により、子育てに関する経験が世代間で受け継がれにくくなっており、従来は家庭で教えてきたことが、子どもに身に付いていない状況も見受けられます。

また、不登校や暴力行為等、子どもを育てていく中で複雑な課題を抱えた家庭も多く、家庭だけでの解決は難しい状況となっています。

教育基本法においては、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、家庭教育の支援施策については国と地方公共団体の責務として明記されています。

また、社会教育法においても、家庭教育の向上に資するよう努めるものとされています。

本市では、子どもたちの生活習慣の確立を目指すための啓発活動や講演会を開催し、家庭教育支援に取り組むとともに、小学校入学前の幼児と親を対象とした幼児教育事業の実施など生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育支援を推進しています。

今後も、子どもの教育に対する家庭の役割を周知し、家庭において子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせていくとともに、地域との連携や多世代・異年齢交流を通じて、家庭の教育力の向上を促す必要があります。

【基本方針】

家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心のよりどころとなるものです。

子どもたちが基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナーなどの基礎を身に付ける役割を果たす家庭教育の向上を目指し、学習機会の提供や啓発活動を推進します。

また、家庭、学校および地域などと連携した子育て環境づくりの支援を図ります。

【基本施策】**(1) 家庭教育への支援**

子どもたちの生活習慣の確立に向け、国や東京都と連携して、家庭教育に関する啓発事業の推進を図ります。

また、家庭の教育力の向上のため、家庭、学校、地域および関係機関との連携・協力を推進するとともに、講演会や相談会の開催など家庭教育への支援に努めます。

(2) 幼児期の教育支援

小学校入学前の幼児と親を対象に、親子がふれあい、子どもの成長を実感できる機会として幼児教育事業を実施するなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育支援を推進します。

また、幼児教育事業などの交流の場を通じた保護者同士のネットワークづくりを促進します。



家庭教育講演会

3 学校教育

【現状と課題】

社会経済情勢の大きな変化の中で、子どもたちには、これからの社会を支えていく意思と実践力が求められており、学校教育において、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体のバランスのとれた育成が求められています。

国では、教育基本法や学校教育法等の改正、これに伴う学習指導要領の改訂などが行われ、教育の振興に向けた取組が進められています。

また、平成27(2015)年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、市長と教育委員会とで構成する青梅市総合教育会議を設置するとともに、本市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、目標となる施策の根本となる方針を定めた「青梅市教育大綱」を策定しました。

本市では、「青梅市教育推進プラン」にもとづき、基礎学力の向上を図るとともに、個性を尊重した創造力豊かな教育、心の教育や生きる力を育む教育を推進しています。

また、社会の良き形成者となるための基礎・基本を育む教育や青梅の将来を担うための地域に根ざした教育を推進しています。

小・中学校では、自然や歴史、伝統文化など、豊富にある本市の地域特性を教育に生かし、家庭・学校・地域が連携し、子どもたちの創造力、道徳心の養成、学力・体力の向上に努めています。

平成25(2013)年に制定されたいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、青梅市いじめの防止に関する条例を平成26(2014)年に施行しました。

今後も、教育効果を高める学校施設の設備や教材の更新・充実とともに、家庭・地域との連携強化など、個性と創造力豊かな人間の育成に向けた教育の充実を図る必要があります。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とするオリンピック・パラリンピック教育に取り組んでいくことが必要です。

また、少子化による児童・生徒数の動向を踏まえた学校規模の適正化を図る必要があります。



【基本方針】

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを目指し、教職員の資質・能力の向上や基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、家庭・学校・地域が連携し、青梅の伝統や文化を生かした地域に根ざした教育を推進します。

また、小・中学校の9年間を通じた一貫性のある切れ目のない教育を推進し、児童・生徒間の多様な関わり合いの中で豊かな人間性や社会性を育む教育を目指します。

さらに、安全・安心で地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、少子化による児童・生徒数の動向を踏まえ、学校規模の適正化を検討します。

【基本施策】

(1) 学力・体力の向上

郷土愛を育むとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着・向上に向けて、個に応じた指導の充実を図ります。

家庭学習の習慣化、本市の自然や歴史、産業、人材など地域の教育力の活用や小規模特認校※による特色ある教育の充実を図ります。

義務教育の9年間を通して継続的で一貫性のある指導を行う小・中学校一貫教育※の推進を図ります。

小・中学校・高等学校との連携を図りながら、青梅の特性を生かした自然体験学習に取り組む、豊かな自然に親しみながら生きる力を育む教育の充実を図ります。

情報教育、国際理解教育、環境教育、防災教育、社会的・職業的自立に向けた基盤となる能力や態度を育むためのキャリア教育、グローバル化に対応した新たな英語教育、主権者教育など社会変化に対応した教育の充実を図るとともに、様々な人々との関わりを通じたコミュニケーション能力の育成を図ります。

学校教育の一層の質的向上を図るため、自主的・自立的な学校経営への支援体制の充実を図ります。

また、授業や部活動、体力向上月間の検討などを通してスポーツに親しむ習慣を養うとともに、児童・生徒の体力の向上を図る取組を進めます。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてオリンピック・パラリンピック教育を推進します。

※小規模特認校：小規模の特色を生かした学校で、従来の通学区域に関係なく市内のどこからでも通学を認める学校のこと。

※小・中学校一貫教育：小学校1年生から中学校3年生までの9年間、一貫性をもった指導が受けられるようにする教育のこと。

(2) 心の教育の推進

学校における人権教育・道徳教育等を通じて、あらゆる偏見や差別をなくし、人間尊重や公共の精神、伝統・文化を尊重する「心の教育」を推進します。

また、いじめへの対処・未然防止・早期発見を強化するとともに、不登校などの多様な教育課題に対応するため、教育相談所、適応指導教室の充実など、教育相談体制・不登校対策の充実を図ります。

さらに、スクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※を活用し、学校支援体制や相談環境の充実を図ります。

(3) 特別支援教育の推進

発達障害を含め障害のある児童・生徒一人ひとりの能力を伸張するため、家庭・学校・地域の連携および都立特別支援学校など関係機関との密接な連携のもと、乳幼児から学校卒業後までのライフステージを見通した特別支援教育に取り組みます。

また、支援を必要とする児童・生徒の動向に対応して、特別支援学級設置校の拡充と全ての小・中学校への特別支援教室の設置を推進します。

(4) 教育環境の充実

家庭・学校・地域が連携した教育の推進に向けて、PTA活動や学校運営連絡協議会の活動を充実し、積極的な情報提供のもとに、学校運営への市民参画を促進します。

教育効果を高めるための教材・教具の整備とともに、子どもたちの情報活用能力を育成し、校務の情報化を推進するため、学校におけるICT(情報通信技術)環境の整備を図ります。

(5) 教職員の資質・能力の向上

教職員の校内研修の充実と各種研修への積極的な参加を進め、教職員の資質・能力の向上を図ります。

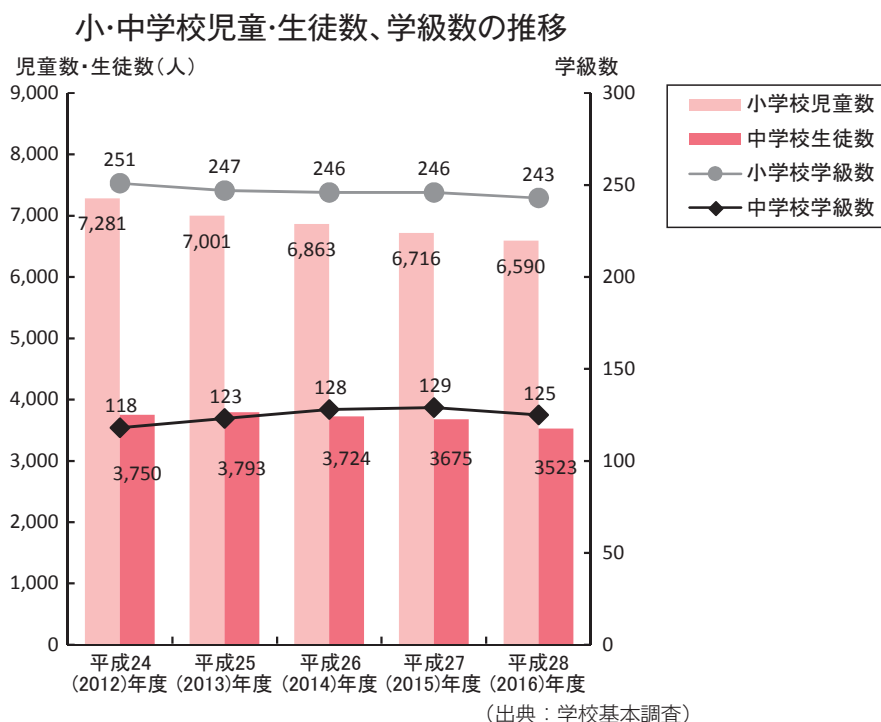
※スクールカウンセラー：学校で、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談等に応じ、指導・助言を行う臨床心理士など臨床心理学や高度な精神医学的専門知識を有する専門家のこと。

※スクールソーシャルワーカー：教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う専門家のこと。

(6) 施設の整備・活用

老朽化への対応や安全管理の充実等を考慮し、学校施設の改修を計画的に推進するとともに、少子化による児童・生徒数の減少、少人数指導の実施および少人数学級への動向などを踏まえた学校規模の適正化と余裕教室の活用を図ります。

また、屋内運動場や校庭などの学校施設の開放を推進するとともに、既存施設の有効活用を図ります。



(7) 学校給食の充実

児童・生徒の健全な発達と健康増進を目指し、米飯給食回数の増加をはじめ、個々食器の導入、地場農産物利用の拡大など、食育の推進や地産地消の視点に立った取組を進めます。

また、学校給食センターの根ヶ布調理場と藤橋調理場の統合を計画的に進め、適正な管理・運営を図ります。

4 青少年活動

【現状と課題】

国では、平成22(2010)年に子ども・若者育成支援推進法を施行し、子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援や取組について定め、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進しています。

また、ひきこもりや若年無業者(ニート)など青少年に関わる様々な問題の深刻化を防ぐため、適時・適切な対応が求められています。

本市では、青梅警察署等と連携して青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす有害環境の浄化に努めるとともに、家庭、学校および地域などと連携・協力を図りながら、青少年健全育成事業を推進しています。

一方、子どもたちが自然の中で遊んだり、年齢の異なる子ども同士で遊ぶ機会が減少している状況もあります。

他人を思いやる心や協調性、ルールを守ることの大切さなど、遊びや自然体験を通じて社会生活に必要な様々な資質や能力を育み、個性豊かな人格を形成するための支援が求められています。

本市では、社会教育法にもとづき、様々な自然体験教室や情報提供を行うとともに、青少年委員や学校と連携して、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等への参加機会の充実や青少年リーダーの育成に努めています。

今後とも、青少年が家庭、学校、地域などあらゆる生活の場において、様々な人間関係や活動を通して豊かな人間性を育み、健全に育成されるよう、家庭、学校、地域および関係機関との連携を強化し、時代の変化に対応した取組を進めていく必要があります。

【基本方針】

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域社会の一員として心身共に健やかに成長することを目指し、家庭、学校、地域および関係機関との連携のもと、青少年活動への支援を図ります。

【基本施策】**(1) 青少年の体験活動の充実**

多様な体験活動を通して、集団活動における協調性や他人を思いやる心、リーダーとしての資質を養うため、ボランティア活動をはじめ、社会奉仕体験活動、自然体験活動など青少年の成長段階に応じた様々な体験活動ができる場や機会の提供に努めます。

(2) 青少年リーダーの育成

青少年委員や学校関係者の協力のもと、青少年リーダー育成研修会や異年齢の団体活動等の体験を通して、青少年リーダーの育成を図ります。

(3) 青少年の健全育成環境の確保

家庭、学校、地域社会、関係機関および行政による相互の連携・協力による育成支援ネットワークづくりを推進し、青少年健全育成環境の充実を図ります。

また、青梅警察署や関係団体との連携のもと、非行の防止や補導、パトロール、有害環境の浄化などの各種の活動を支援・促進し、関係機関・団体を中心とした健全な社会環境づくりを進めます。



青少年リーダー育成研修会